

○ 職員処遇改善加算の取得状況と配分方法について

- 当法人の運営するすべての事業（共同生活援助、就労継続支援B型、生活介護）で「処遇改善加算（新加算Ⅰ）」を算定
- 月給制職員は年1回定期昇給を実施
- 常勤（1週間の所定労働時間が40時間）の職員に、毎月処遇改善手当としてそれぞれ20,000円を支給
- 上記毎月の手当にて支給しきれない分を一時金として支給する場合あり